十五の五～三十五の四　（略）	（略）
三十六　第二条第四十二号の後写鏡等	第四十六号第五改訂版第八十一号
三十七　第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	
三十八～四十一　（略）	（略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特定装置の種類	a
（略）	（略）
第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	８以上
第二条第四十一号の四の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	
第二条第四十二号の後写鏡等	５以上（ただし、ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（道路運送車両の保安基準第四十四条第二項に規定する車室をいう。）を有しないものに備えるものにあっては、８以上）
第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	
（略）	（略）

十五の五～三十五の四　（略）	（略）
三十六　第二条第四十二号の後写鏡等	第四十六号第四改訂版第八十一号
三十七　第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	
三十八～四十一　（略）	（略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特定装置の種類	a
（略）	（略）
第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	８以上
第二条第四十一号の四の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	
第二条第四十二号の後写鏡等	
第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年十月八日から施行する。ただし、第五条の表第十五号の四下欄の改正規定（「第百五十四号」を「第百五十四号第二改訂版」に改める部分に限る。）並びに次条第四項及び第六項の規定は、令和五年六月八日から施行する。